

第十四回国会 厚生委員会 議録 第十一号

昭和二十六年三月十七日(土曜日) 午前十一時十三分開議

出席委員

- 委員長 松永 佛骨君
- 理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君
- 理事豆 四郎君
- 大西 禎夫君 寺島隆太郎君
- 中川 俊思君 松井 豊吉君
- 山村新治郎君 清藤 唯七君
- 菊田アサノ君 松本六太郎君
- 松谷天光君

出席政府委員

- 厚生政務次官 平澤 長吉君
- 厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

委員外の出席者

- 参議院議員 中山 壽彦君
- 参議院参事(法制局第一部長第一課長) 中原 武夫君
- 厚生技官(公衆衛生局長) 小川 朝吉君
- 厚生技官(公衆衛生局長) 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

三月十五日
委員金子與重郎君辞任につき、その補欠として小林運美君が議長の指名で委員に選任された。

三月十六日

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三号)
結核予防法案(内閣提出第一一五五号)
精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

同日

旅館業を食品衛生法の取締対象から除外の請願(長野長廣君紹介)(第一三〇三号)
柔道整復師の社会保障制度参加確認に関する請願(福田昌子君紹介)(第一三二二号)
伊豆半島、伊豆七島区域を海洋国立公園に指定促進の請願(島山鶴吉君紹介)(第一三三三号)
はねつき、接骨、整骨の字句使用認可に関する請願(福田昌子君紹介)(第一三二四号)
遺族援護強化に関する請願(小西寅松君外八名紹介)(第一三一五号)
同(小川平二君外二名紹介)(第一三一六号)
同(山崎岩男君紹介)(第一三二七号)
同(前田正男君外四名紹介)(第一三八四号)

結核患者の生活援護に関する請願(山口武秀君紹介)(第一三四〇号)
国立療養所入所患者の診療費に関する請願(島山鶴吉君紹介)(第一三八二号)
水質汚濁防止法制定に関する請願(田口長治郎君紹介)(第一三八七号)
伊東市の上下水及び浄化施設費国庫補助の請願(島山鶴吉君紹介)(第一三九八号)
の審査を本委員会に付託された。
同月十五日
新医療法施行延期に関する陳情書

新医療法施行延期に関する陳情書

(新潟県北魚沼郡川井村長池田清三郎外一名)(第三七六号)
国民健康保険事業に対する国庫補助増額の陳情書(中国五県議会議長会議代表島田議會議長小谷傳一外五名)(第三八五号)
を本委員会に送付された。
本日の会議に付した事件
予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三号)
結核予防法案(内閣提出第一一五五号)
精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)
看護婦制度に関する件

○松永委員長 これより会議を開きます。
まず精神衛生法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。提案者より趣旨の説明をお聞きしたいと存じます。提案者中山参議院議員。

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
第十四條第二項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 精神衛生審議会において、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

○中山参議院議員 精神衛生法は第七国会において皆様の御賛同を得て成立し、昨年の五月一日から施行になったのであります。施行後約一年間の経過から見まして、多少不便を感じ、また不都合な点も生じて参りましたので、この際その点をさらに整備いたすべく、この一部改正法案を提出することとしたのでございます。

第二十五條を次のように改める。
(検査官の通報)
第二十五條 検査官は、精神障害のある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は精神障害のある被告人について裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く。)が確定したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。
第四十九條第二項を削る。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

○松永委員長 本案に対する御質疑はありませんか。
○荻田委員 これは臨時委員を設ける制度が開かれたわけなんですけれども、これは実情からどういふ必要が認められまして臨時委員を置かなければならぬというふうに改正になりました。

以上がこの法案の提案理由でございますが、何とぞ御審議の上、御賛成くださるようお願いいたします次第でございます。

に全額を都道府県の負担として、特別な取扱いをいたすようになっておるのであります。私人が保護義務者である場合と何等区別をすべき理論上の理由もなく、またこの規定のために、浮浪者の多く集まる大都市を持つ都や府県に対して、不当に負担を多くする結果ともなりますので、かかる費用負担の帰属を定めている條項を削除することとしたのでございます。

またこの際解釈上疑義を生じている向きのある検査官の通報義務に関する規定につきまして誤解を生じないように、その表現を改めることとしたのでございます。この法案の内容は、以上の三點でございますが、精神衛生法の運用に關しまして、二十六年年度予算には、国立の精神衛生研究所設置に要する経費が計上されております。精神衛生研究所は、精神衛生法施行上重要な役割を持つものであります。法体系の上から、これに關する事項は別途厚生省設置法に挿入することとしたし、今回の改正案からは除外いたしました。

以上がこの法案の提案理由でございますが、何とぞ御審議の上、御賛成くださるようお願いいたします次第でございます。

たか。それを少しお伺いしたいと思うのであります。

○中原参議院法制局参事 お手元に現在内定いたしております精神衛生審議会委員の名簿が参つておるかと思ひますが、現在の精神衛生審議会の委員は十五名でございます。そのうちで主として精神医学方面の方が大体半数を占めております。それから公務員が三分の一を占めております。それからその他は教育関係から一人、社会事業関係から一人でございます。精神衛生の問題は広汎多岐にわたりますので、たとえば問題児に関する事項を論議するにいたしても、教育関係は初等教育も中等教育もすべてにわたることでございます。また社会施設事業方面においても、刑務所関係もございましょうし、それから一般の社会事業関係もございましょうし、そういう広汎多岐にわたる問題をすべて処理できるだけの委員を置くことにはいたしません。ならば、とても十五名ではまかなえないのでございます。しかしかなる問題も討議できるだけの委員を常置いたしまして、その出席がなければ審議会は開けないということにいたします。これは、非常に不経済でございます。従いまして、特別な事項を審議する必要が生じた場合には、その方面の人たちが臨時の委員になつていただくというようにいたさなければ、精神衛生審議会の非常に広い所管事項はまかなえないのではないかと、今度の臨時委員を設けるようにいたしました趣旨でございます。

○荻田委員 その際に半数を占めておられる医者ですかの人数を減らして、そうしてそうしただけ必要な他の方面

からの代表を出して、既定の委員数だけであるというような措置はできないわけですか。

○中原参議院法制局参事 ただいま申し上げましたお医者さんといひますのは、臨床関係のお医者さんと、それから主として大学で研究をいたしております理学方面のお医者さんと、それから心理学方面のお医者さん、ただ精神医学関係のお医者さんといひましたも、非常にそれ以外の専門分野が違ひますので、それ以下に減らすという事柄も不可能ではないかと存するのであります。それらの各専門分野の方々は、いかなる問題についても常に関係がございしますので、非常に多数を占めるような結果になつたのであります。

○荻田委員 その委員会の名簿を、こちらにございませぬからあとでいたしたいと思ひます。

それから委員会についても一つお伺いしたいのですが、これはやはり予算的な措置がありまして、委員には幾らかの報酬が出るのかなんとかいふことがあるのでしようか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○中原参議院法制局参事 もちろん審議会に要する費用は予算に計上してございします。

○荻田委員 委員の報酬は、

○中原参議院法制局参事 委員の報酬は、手当が幾らになりませぬから、今正確な数字を持つておりませぬから、後ほど御返答申し上げたいと思ひます。

○荻田委員 それから次に二十五條が旧法と書きかえられておりますので、私も旧法と対照して読みましたので、かかわらないのですけれども……。

○中原参議院法制局参事 現在の二十五條で誤解が起きておりますのは前段でございます。この前段は、「検査官は、被疑者又は被告人について精神障害があると認めるときは、当該事件について不起訴処分をし、」そして以下は「または裁判官が確定した後、すみやかに知事に通報してくれ、こう書いたのでございします。二十五條は検査官が扱つた精神障害者をそのまま社会に出してしまふとき、それから後段の方は裁判官が確定しても刑務所に收容せず社会に出してしまふときは通報をしてもらいたい。ただこれだけの意味をもつて書いたのでございします。ところがこの規定の前段に、精神障害があると認めるときには検査官は不起訴処分をし、というふうな書いたことは、刑法の規定と刑事訴訟法の規定を改正する意味まで持つておるのであるということをおつたおられる弁護士の方がおられるのであります。刑法では精神障害者の障害につきまして、それが心身喪失の状態であるならば罰しない、しかし心身喪失の状態であれば刑を減刑するといふことになつておられます。その規定を精神障害があると認めるときには常に公訴を提起しないのだ、不起訴処分にするのだというふうな読みかたをするわけでありまして、それから刑事訴訟法では起訴便宜主義といふのがございまして、犯人の性格とか状況によりまして、検察官が起訴するかしないかを自由に決定できるようになつております。その規定まで改正して精神障害者はすべて不起訴処分にするのだ、こういう権限まで二十五條の前段は持つておるのである。従つて精神障害者の事件について検察官が公訴を提起した場

合はこれは違法な公訴であるとして争ひ、こういうことを議論されておるのであります。で非常に違つた意味に誤解されるおそれがございしたので、誤解されないように書き直したわけでございます。

○荻田委員 ただいま委員長から、資料が整つた上でさらに質問を続けてもらいたいの御注意がありましたので、私のきよの質問はこの程度にいたしておきます。

○青柳委員 お尋ねいたしたいことがあります。今回の改正におきましては、法第四十九條第二項を削られることによつて、市町村長が保護義務者になつておつた場合の医療保護に要する費用を、現行法では都道府県の負担としておつたのを、今度は削るということになる、その負担はだれがやるのでありますか。

○中原参議院法制局参事 四十九條の二項を削除いたしますと、四十九條の一項の原則に返つて来るわけでございます。現行の二項は、一項に対する例外的な規定でございまして、一項に返りますから、精神障害者本人がその扶養義務者が負担することになるわけでございます。もし両方とも負担能力がない場合には、これは生活困難者としてございまして、生活保護法が発動するわけでございます。現在は、市町村長が保護義務者になるという事は、何も権力的な精神衛生法上の規定に基づく結果ではないのであります。一般私人が保護義務者になつておる場合と理論的に區別する理由がまつたくなかつたのであります。あやまつてこういう規定を置いたのであります。

○青柳委員 この点は先般この法律ができましたときに私が質問いたしましたので、その方がいいのだと言つた点と同じ点と思つておりますが、そういうふうな点どうでしょうか。と申しますのは、先般の法律ができました際には、都道府県知事が全額を負担することに相なつておつたのであります。この点を承りたいと思ひます。

○中原参議院法制局参事 四十九條の二項では、都道府県が全額を負担するといふことになつております。ただいま青柳委員からお教えありましたように、前回にお出しになりました御意見のようにかえなければならぬということが、施行によつてはつきりわかつたわけでございます。

○松永委員長 次に日程を追加いたしました。新たに本委員会に付託になりました結核予防法案及び予防接種法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし審査に入ります。まず平澤厚生政務次官より趣旨の説明を聴取したいと存じます。平澤政務次官。

結核予防法案
結核予防法
第一章 総則(第一條—第三條)
第二章 健康診断(第四條—第十(二)條)
第三章 予防接種(第十三條—第二(二)條)
第四章 届出、登録及び指示(第二(二)條—第二(七)條)
第五章 伝染防止(第二(八)條—第三(二)條)
第六章 医療(第三十三條—第四(十三)條)

第七章 結核予防審議会及び結核

診査協議会(第四十四

條―第五十條)

第八章 費用(第五十一條―第六

十一條)

第九章 罰則(第六十二條―第六

十三條)

第十章 雑則(第六十四條―第六

十八條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二條 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療にまつた必要な措置を講ずる義務を負ふ。

(医師等の義務)

第三條 医師その他の医療関係者は、前條に規定する国及び地方公共団体の行う義務に協力しなければならない。

第二章 健康診断

(定期の健康診断)

第四條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めるもの(以下「事業」といふ)の使用者(同法第十條に規定する者をいう。以下同じ)、学校(各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ)の長又は矯正保護施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」といふ)の長は、それぞれ当該事業において業務に従事する者、当該学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児又は当該施設に收容されている者に対して、毎年、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業(国、都道府県又は保健所を設置する市の行う事業を除く)の使用者又は学校若しくは施設(国、都道府県又は保健所を設置する市の設置する学校又は施設を除く)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に關して指示することができる。

3 厚生大臣が指定する区域を管轄する市町村長(都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ)は、その区域内に居住する三十歳未満の者のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長(都の区に存する区域及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4 使用者又は学校若しくは施設の長が労働基準法、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法律又はこれらに基く命令若しくは規則の規定によつて健康診断を行つた場合において、その健康診断が第十二條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合するものであるときは、第一項の規定

による健康診断を行つたものとみなす。

(定期外の健康診断)

第五條 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行うことができる。

一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

二 結核まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者

三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者

四 結核患者と同居する者又は同居していた者

(健康診断の方法)

第六條 前二條に規定する健康診断は、ツベルクリン反応検査、エツクス線検査その他省令で定める方法によつて行うものとする。

(受診義務)

第七條 第四條第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 第五條の規定により定期外の健康診断を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行う健康診断を受けなければならない。

(他で受けた健康診断)

を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、且つ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期又は定期外の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかつた者)

第九條 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、且つ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(健康診断に関する記録)

第十條 健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行つた者、又は前二條の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、この法律の規定による健康診断を受けた者から前項の記録の写の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

を受けたときは、その健康診断(第八條又は第九條の規定による診断書その他その文書の提出を受けた健康診断を含む)につき、受診者の数その他省令で定める事項を当該健康診断を行つた場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市の区域内であるときは、保健所長及び市長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

(省令委任)

第十二條 この法律の規定によつて行うべき健康診断の実施に關する技術的基準、第八條及び第九條に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に關する記録の様式及び保存期間は、省令で定める。

第三章 予防接種

(定期の予防接種)

第十三條 第四條第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、その受診者(第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者を除く)のうち、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2 第四條第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対して、すみやかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が再び陰性

又は疑陽性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する三十歳未満の者のうち、定期の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長（都の区に存する区域及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。但し、結核患者その他省令で定めるところにより結核に感染して、この限りでない。

(定期外の予防接種)
第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五條各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対しては、定期外の予防接種を行うことができる。但し、前條第三項但書に規定する者に対しては、この限りでない。

(予防接種を行うべき日)
第十五条 前二條に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける義務)
第十六条 第十三條第二項又は第三項のツベルクリン反応検査の対象者及び同條各項の予防接種の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行うツベルクリン反応検査又は予防接種を受けなければならない。

2 第十四條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行うツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は疑陽性であつたときは、さらに、都道府県知事の行う予防接種を受けなければならない。

(他で受けたツベルクリン反応検査及び予防接種)
第十七条 前條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者が、その検査を受けるべき期日若しくは期間満了前三月以内にツベルクリン反応検査を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その反応が陽性であつたことを証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したとき、又は当該期日若しくは期間満了前三月以内に予防接種を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その反応が陽性であつたことを証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したときは、前條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたものとみなす。

2 前項の規定は、その受けたツベルクリン反応検査又は予防接種が、それぞれ第二十一條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合するものである場合に限り、適用する。

第十八條 疾病その他やむを得ない事故のため第十三條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、ツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は疑陽性であるときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

2 前項のツベルクリン反応が陽性であつたときは、又は同項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に提出しなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録)
第十九條 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査若しくは予防接種を行い、又は前二條の規定による証明書の提出を受けたときは、遅滞なく、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項

の記録の写の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)
第二十条 第十一條の規定は、予防接種実施者がこの法律の規定によつて予防接種を行った場合に準用する。

(省令委任)
第二十一条 この法律の規定によつて行うべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準、第十七條及び第十八條に規定する証明書の記載事項並びにツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、省令で定める。

第四章 届出、登録及び指示
(医師の行う届出)
第二十二条 医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、二月以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報しなければならない。

(保健所長の行う登録)
第二十四条 保健所長は、その管轄区域内に居住する結核患者について、前二條の規定による届出又は通報を受けたときは、省令で定める様式に従い、結核患者登録票を作成しなければならない。

(家庭訪問指導)
第二十五条 保健所長は、前條の規定により登録した結核患者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健婦又はその他の職員をして、患者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)
第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者（親権を行う者又は後見人という。以下同じ）若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒、隔離その他省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(死亡診断等における医師の指示)
第二十七条 医師は、結核を伝染させるおそれがある患者の死亡を診断したとき、又は結核を伝染させるおそれがある患者の死体を検案したときは、死体のある場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒その他省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者に対し、期間を定めて、接客業その他公衆に結核を伝染させるおそれがある業務であつて省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 都道府県知事は、労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者に対して前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する都道府県労働基準局長と協議しなければならない。

(入所命令)

第二十九條 都道府県知事は、結核患者がその同居者に結核を伝染させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、その患者又はその保護者に対し、期間を定めて、結核療養所(結核患者を收容する施設を有する病院を含む。以下同じ)に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

2 国若しくは地方公共団体の開設する結核療養所又は第六十條の規定によつて国庫の補助を受けた法人の開設する結核療養所の管理者は、都道府県知事から前項の規定により入所し、又は入所させることを命じた旨の通知があつた場合において、当該患者又はその保護者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家庭の消毒等)
第三十條 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場

所について、家庭の消毒、患者の隔離その他省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理者をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第三十一條 都道府県知事は、結核予防上必要があると認めるときは、結核患者が使用し、又は接触した衣類、寝具、食器その他の物件で、結核菌に汚染し、又は汚染した疑があるものについて、その所持者に対し、授與を制限し、若しくは禁止し、消毒を命じ、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄を命じ、又は当該職員にその物件を消毒し、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄させることができる。

2 都道府県は、前項の規定による制限、禁止又は廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前項の規定により補償を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事にこれを請求しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

5 前項の規定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に対し、訴をもつてその増額を請求することができる。

(質問及び調査)

第三十二條 都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑がある物がある場所に立ち入り、結核患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈されてはならない。

第六章 医療

第三十三條 厚生大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市その他必要と認める地方公共団体に対して、結核療養所の設置及び拡張を勧告することができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四條 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が第三十六條の規定により指定された病院又は診療所(以下「指定医療機関」という。)で省令で定める医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その二分の一を負担することができる。但し、当該患者が、未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)又は特別未帰還者

給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所に置かれた結核検査協議会の意見をきかなければならない。

4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

(従業禁止、命令入所患者の医療)
第三十五條 都道府県は、都道府県知事が第二十八條の規定により従業を禁止し、又は第二十九條の規定により結核療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者が生活保護法の適用を受ける者であるとき、その他経済的事情により医療を受けることが困難であると認められるときは、当該患者が指定医療機関で受ける医療に要する費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その全部又は一部を負担することができる。但し、当該患者が、未復員者給與法又は特別未帰還者給與法の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

(指定医療機関)

第三十六條 厚生大臣は、国が開設した病院又は診療所について、その主務大臣の同意を得て、都道府

県知事は、その他の病院又は診療所について、開設者の同意を得て、前二條に規定する医療を担当させる機関を指定する。

2 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に、前二條の規定により都道府県が費用を負担する結核患者の医療を担当しなければならない。

3 指定医療機関は、前二條に規定する医療について、省令で定めるところに従い都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

4 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

5 指定医療機関が第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、又は診療料名の変更等により前二條に規定する医療を行うに不適当であると認められるに至つたときは、厚生大臣が指定した医療機関については、厚生大臣、都道府県知事が指定した医療機関については、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

6 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を與えなければならない。この場合において、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(社会保険及び生活保護との関係)
第三十七條 第三十四條第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法(大正十一年

法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)(以下「社会保険各法」という。の)の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)である場合においては、被保険者又は共済組合(以下「保険者等」という。)は、社会保険各法の規定によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一をこえる部分については、給付をなすことを要しない。

2 第三十四條第一項の規定により費用の負担を受ける結核患者が、生活保護法の規定による医療扶助を受けることができる者であるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同條同項の規定によりその二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

3 第三十五條に規定する患者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合においては、都道府県は、当該患者が社会保険各法の規定により受けることができる給付の限度において、同條の費用を負担しない。

(診療報酬の請求)
第三十八條 指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十四條第一項又は第三十五條の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該指定医療機関に支拂わなければならない。

3 都道府県は、前項の支拂に関する事務を、社会保険診療報酬支拂基金又は省令で定める者に委託することができる。

2 前項に規定する診療報酬の例によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療報酬は、厚生大臣が結核予防審議会に諮問して定めるところによる。

(急迫時の特例)
第四十一條 都道府県は、その区域内に居住する結核患者が、急迫した事情があるため、第三十四條第一項の申請をしないで同條同項の規定に基づく省令で定める医療を受

けた場合においては、当該患者又はその保護者の申請により、第三十九條の例により算定した診療報酬の額の二分の一をこえない限度において、当該医療に要した費用の二分の一に相当する額の医療費をこれに支給することができる。

3 第一項の医療費は、当該患者が当該医療を受けた当時それが必要であつたと認められる場合に限り、支給するものとする。

4 第三十七條第一項の規定は、第一項の医療費の支給を受ける者が社会保険各法の規定による被保険者等である場合に準用する。

2 指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。

第三十五條の申請の手續、第三十八條の診療報酬の請求並びに支拂及びその事務の委託の手續その他この章で規定する費用の負担に關して必要な事項は、省令で定める。

2 結核予防審議会は、関係各大臣に意見を具申することができる。

3 委員及び臨時委員は、関係行政庁の職員、結核の予防又は結核患者の医療若しくは保護に關する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

4 委員のうちから互選された者は、委員長として会務を總理する。

は、厚生省公衆衛生局において処理する。

2 結核診療協議会は、都道府県知事の監督に屬する。

3 委員は、非常勤とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條の規定は、委員の給與に準用する。

(政治委任)
第五十條 この法律に規定するものの外、議事の手續その他結核診療協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

一 第四條第一項の規定により、その行ふ事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第五條の規定により、都道府県知事が行う定期外の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行ふ事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十四條の規定により、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

五 第三十條又は第三十一條第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四條第一項の規定により負担する費用

八 第三十五條の規定により負担する費用

九 第四十一條第一項の規定による医療費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、その行ふ事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第四條第三項の規定により、

市町村長が行う定期の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行ふ事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十三條の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に関する特例)

第五十三條 都の区に存する区域については、左に掲げる費用は、前條の規定にかかわらず、都が支弁しなければならない。

一 第四條第三項の規定により、保健所長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條の規定により、保健所長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(事業主の支弁すべき費用)

第五十四條 事業(国、都道府県又は市町村の行ふ事業を除く。)の事業主は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、事業の使用者が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、事業の使用者が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五條 学校又は施設(国、都

道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、学校又は施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の補助)

第五十六條 都道府県は、左に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助しなければならない。

一 第五十二條各号の費用(市町村の行ふ事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

二 第五十四條第二号の費用

三 前條各号の費用

(国庫の補助)

第五十七條 国庫は、左に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 第三十三條の規定により、厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置又は拡張を勧告した結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用

二 第五十一條各号の費用(都道府県が行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

三 前條の規定により、都道府県が補助する費用

第五十八條 国庫は、第五十三條各号の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

助しなければならない。

第五十九條 国庫は、都道府県又は市町村に対して、政令で定めるところにより、その開設する結核療養所(第三十三條の規定により、厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く。)の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

第六十條 国庫は、結核療養所を開設する営利を目的としない法人に対して、政令で定めるところにより、その結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

(実費の徴収)

第六十一條 健康診断実施者(使用者を除く。)又は予防接種実施者は、この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行つた場合においては、政令で定めるところにより、当該健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者(第八條又は第十七條第一項の規定により、健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたもの)の検査又は予防接種を受けたものとみなされた者を除く。)又はその保護者から、その実費を徴収することができる。但し、その者が経済的事情により、その費用の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合においてはその全部又は一部については、この限りでない。

第九章 罰則

第六十二條 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査若しくは予防接種の実施の事務に従事した者又は結核検査協議会の委員若しくはその職にあつた者か、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項又は第十六條第二項の規定に違反した者

二 第二十二條第一項の規定による届出を怠つた医師

三 第二十六條又は第二十七條の規定に違反した医師

四 第二十八條第一項、第三十條又は第三十一條第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者

五 第三十條から第三十二條までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者

六 第三十二條第一項の規定による当該職員の質質に対し、虚偽の答弁をした者

七 第五條の規定による健康診断又は第十四條の規定によるツベルクリン反応検査若しくは予防接種について、次條の規定に違反した者

第十章 雑則

(保護者の義務)

第六十四條 この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けるべき者が十六才未満の者又は禁治産者である

ときは、その保護者において、その者に健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講じなければならぬ。

(代執行)

第六十五條 都道府県知事は、事業(国、都道府県又は保健所を設置する市の行う事業を除く)の使用若しくは学校若しくは施設(国、都道府県又は保健所を設置する市の設置する学校又は施設を除く)の長が、第四條第一項の規定による健康診断、第十三條第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同條第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないを認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、みずから健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、さらに予防接種を行い、また、予防接種を行うに当つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(他の行政庁との協議)
第六十六條 保健所長は、第四條第二項の規定により、労働基準法の適用を受ける事業の使用者に対して指示をするに当つては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

2 保健所長は、教育委員会の所管に属する学校については、第四條第二項の指示に代えて、その指示すべき事項を当該教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の通知があつたときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。

4 都道府県知事は、第五條、第十四條又は前條の規定によつて、労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行うに当つては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働基準局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

第六十七條 第二十八條から第三十一條までの規定による都道府県知事の命令に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

(保健所を設置する市)
第六十八條 保健所を設置する市にあつては、第五條、第十四條、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十四條第二項及び第三項、第四十二條第一項、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條第二項、第五十一條第二号、第四号及び第五号、第六十三條第四号、第六十五條、第六十六條第四

項並びに前條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、第三十一條第二項、第三十四條第一項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十八條、第四十一條第一項、第四十二條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」と読み替へるものとする。但し、第五十一條については、第二号、第四号から第七号まで及び第九号に關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」と読み替へるものとする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第三十四條及び三十五條の規定は、同年十月一日から施行する。

2 (旧結核予防法の廃止)
結核予防法(大正八年法律第二十六号。以下「旧法」という)は、廃止する。

3 (伝染病届出規則の一部改正)
伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
第一條第十二号を次のように改める。

一二 削除
第五條中「結核、」及び「結核予防法、」を削る。
4 (予防接種法の一部改正)
予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第六号を次のように改める。
六 削除
第十四條を次のように改める。

第十四條 削除
第十八條中「若しくは」又は「」に改め、「又は結核にかかつているか若しくはツベルクリン反応の陽性の者で省令で定めるもの」を削る。

(届出に關する経過規定)
5 旧法第一條又は伝染病届出規則第一條第十二号の規定によつてなされた届出は、第二十二條の規定によつてなされた届出とみなす。

(従業禁止に關する経過規定)
6 この法律の施行の際、現に旧法第四條第一項第二号の規定によつて、職業に従事することを禁止されている結核患者は、第二十八條の規定によつて禁止されている者とみなす。

(罰則に關する経過規定)
7 この法律の施行前になした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 (社会保険診療報酬支拂基金法の一部改正)
社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「意見を述べることができない。」を「意見を述べ、また、結核予防法(昭和二十六年法律第 号)第三十八條第三項の規定により指定医療機関に對する診療報酬の支拂事務を委託されたときは、その支拂に必要な事務を行うことができる。」に改め、同條第三項中(前項の場合)において「又は保健所を設置する市の市長」を加へる。

第十四條第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加へる。

結核予防 厚生大臣の諮問に應じて、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議すること。

予防疫種法の一部を改正する法律案
予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第一章中第六條の次に次の一條を加へる。
第六條之二 定期の予防疫種を受けべき者が、その定期内に、市町村長以外の者について当該予防疫種を受けたときは、十日以内に、第十九條の二の規定による証明書をも市町村長に提出しなければならない。

第八條及び第九條を次のように改める。
第八條 削除
第九條 疾病その他やむを得ない事故のため定期内に予防疫種を受けることができなかった者は、その

保健所を設置する市の市長」を加へる。
第十四條第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加へる。

結核予防 厚生大臣の諮問に應じて、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議すること。

予防疫種法の一部を改正する法律案
予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第一章中第六條の次に次の一條を加へる。
第六條之二 定期の予防疫種を受けべき者が、その定期内に、市町村長以外の者について当該予防疫種を受けたときは、十日以内に、第十九條の二の規定による証明書をも市町村長に提出しなければならない。

第八條及び第九條を次のように改める。
第八條 削除
第九條 疾病その他やむを得ない事故のため定期内に予防疫種を受けることができなかった者は、その

保健所を設置する市の市長」を加へる。
第十四條第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加へる。

結核予防 厚生大臣の諮問に應じて、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議すること。

事故の消滅後一月以内に、当該予防接種を受けなければならぬ。但し、事故消滅の際当該予防接種を受けるべき定期に該当しているときは、この限りでない。

第十九條中「すべての予防接種の下に」第六條の二の規定により証明書の提出を受けた予防接種を含む。」を加える。

第三章第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 予防接種を行つた医師は、予防接種に関する証明書の交付の求めがあつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 第十六條第三項の規定は、前項の証明書の交付についてこれを準用する。

第二十條中「第六号」を「第六條」に改める。

第二十三條中「この法律の定めるところにより」の下に「予防接種を行つたときは、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○平澤政府委員 ただいま上程されました結核予防法案の提案理由について説明いたします。

結核がわが国の国民病と言われるほどに蔓延し、その害が各個人のみならず、社会全般に及んでおり、ひいては国民経済にまで悪影響を興えておるとは周知の事実であります。今これを数字的に見ますならば、結核の死亡者は昭和二十二年に十四万六千二百四十八人、同二十三年十四万五千二百五十

九人、同二十四年十三万八千七百六十五人であり、人口一万に対する死亡率は、昭和二十四年一六・九でデジマクスの二・八、アメリカの三・〇等にして五倍以上上つており、結核による直接間接の損失はきわめて大きく、推定して一十億円に上るとも言われておるような次第であります。

この結核の予防をはかるためにすでに大正八年に現行結核予防法が制定され、今日までこの法律によつて予防対策が行われていたものでありますが、この法律は何分にも三十年以前に制定されたものであり、もつぱら伝染の防止に重点が置かれており、医学の進歩がもたらしましたBCGの接種による発病防止、ツベルクリン反応検査、エック線検査による患者の早期発見、及び外科手術、人工気胸術、ストレイプトマイシン、その他の新薬の使用等による早期治療については、何ら触れていないうらみがあるものであります。政府といたしましては、現行法のこの欠点を改め、現代医学の長所を行政の面に十分活用するとともに、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及をはかり、わが国の結核の撲滅を期したいという意図のもとにこの法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の内容といたしましては、第一に、最も結核にかかりやすい状態にある一定範囲の国民に対して、毎年定期の健康診断を行うべきことを規定しております。この健康診断の実施義務者は、事業場、学校、児童福祉施設等集団生活をなすものについて、は、それ／＼その集団の責任者、それ

以外の一般住民のうち、結核の蔓延している地区に居住する者については、市町村長であります。しこうして、この集団のうち、労働基準法、学校教育法等によつて健康診断の義務を課せられていないものについては、これとの調整をはかるとともに、結核対策の実体的な一元化をなし得るよう規定しております。

なお、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対して、結核に感染しやすい職業の者、患者と同居する者等特に感染のおそれの多い対象について、定期外の健康診断を随時実施する権限を興え、もつて患者発見の完璧を期しております。

第二に、生後三十歳までの全国民、及び集団生活を営む者に対して、毎年定期に結核の予防接種を行うべきことを規定しております。すなわち、定期の健康診断を行つた場合、ツベルクリン反応が陰性または疑陽性であつた者に対しては同時に予防接種を行い、また健康診断の対象者以外の一般国民に対しては、市町村長が予防接種を行うことにしております。また感染のおそれの多い対象に対して、定期外に予防接種がなされることも健康診断の場合と同様であります。なお、結核の予防接種の制度は、すでに現行の予防接種法で規定せられていたものであります。これをさらに実施に便ならしめるため、健康診断と関連を持たせて本法案中に規定せんとするものであります。

第三に、現在、現行結核予防法及び伝染病届出規則によつてなされる医師の届出の結果が、結核対策上十分に活用されてない弊を改め、居住地の保健所において患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行わせることとしております。

第四に、医療費負担の制度について申し上げます。すでに御承知のごとく、結核の治療は相当長期にわたり、従つて多大の経費を要する上に、初期においてさしたる自覚症状がないために、とかく早期に治療することを怠り、その災禍を増大せしめるうらみがあるものであります。この対象として、結核の医療に最も著効のあるとされて

いる医療費を減らして、その適応症の患者に対しては、公費をもつて医療費の半額を負担することとし、結核の適正医療の普及をはかるとともに、患者の負担軽減を行おうとするものであります。医療の種類として、さしあたり、胸部外科手術、人工気胸、ストレイプトマイシン及びバスの投與を考へております。

第五に、結核治療対策の根幹をなす結核病床については、国の設置するもの以外についても補助を興えて積極的増床を行うため、厚生大臣が地方公共団体に對して結核療養所の新床及び拡充を勧告し、これに対しては国庫から二分の一の補助をすることとし、また営利を目的としない法人に対しても補助し得るよう規定いたしましたのであります。

本法案は以上の五点を骨子とするものであります。その他に、現行結核予防法と同じく、医師の患者に対する指示義務、都道府県知事の行う予防措置の指示、結核を伝染させるおそれのある患者の従業禁止、入所命令の規定、これらの患者に対する医療費の公費負担等の規定を設け、また結核対策全般に関する厚生大臣の諮問機関として、結核予防審議会を置くこととしております。しこうしてこの法律の施行について、地方公共団体の支出する費用については、一定率の国庫補助を出すよう規定しております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望いたします。

次に、ただいま上程されました予防接種法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を説明いたします。

予防接種法が昭和二十三年六月に制定されてから今日に至るまで、伝染病予防対策上重要な一環としてその機能を果たして来たのであります。ただ現行法のもとにおきましては、定期の予防接種は必ず市町村長の行うものを受けなければならぬこととなつておるのであります。これは当時新しい制度として、予防接種を確実に履行するため、すべて市町村長の行うものだけに限定し、体系を複雑にしない建前で規定されたものであります。しかし予防接種の普及に伴ひ、市町村長のみにとどまらず、一般医師の接種をも法律上有効なものとする必要があることを、国民の便宜をはかる必要があると考へられますので、この際予防接種法を改正し、従来の市町村長の行う接種のほか、新たに一般医師の予防接種を認め、その事実を証する証明書等の授受手続を規定しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたします。

○松永委員長 次に、兩案について、公衆衛生局長より補足説明を聴取いたしたいと存じます。山口公衆衛生局長。○山口正政府委員 最初にお手元に差上げました結核予防法案につきまして御説明申し上げたいと存じます。

第一章は総則でございます。第一條から第三條まででございます。第一條はこの法律の目的でございます。憲法第二十五條にうたわれております国の義務に基きまして、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上増進をはかり、ひいては公共の福祉を増進させますために、結核の予防並びに患者に対する適正な医療普及をはかることとするのがこの法律の目的でございます。第二條は、この法律実施に對しまする国及び地方公共団体の義務を規定し、第三條は、医師その他の医療関係者の義務を規定してございます。

第二章は、健康診断の條項でございます。第四條から第十二條まででございます。第四條は、定期の健康診断に關する規定でございます。その第一項は、先ほど提案理由の説明にもありましたように、集団生活者に対する定期健康診断並びにその義務者をきめておるのでございます。第二項は、保健所長はその管内の結核予防行政につきまして責任を持つべき立場にございまして、かつ健康診断のために資材の活用等についても調整をはかる必要がございまして、健康診断実施の期日は期間の指定に關して指示をすることができるといふ規定でございます。第三項は、集団生活以外に比較的結核の蔓延しております地区に居住している者に対しては定期健康診断の規定でございます。第四項は、他の法令との

調整をはかっているのでございます。この定期健康診断に要する費用は、事業の場合は全額事業が負担いたします。それ以外の場合は受診者から実費徴収をし得るといふことが規定してございます。実費徴収不能分につきましては、実施者が三分の一、都道府県が三分の一、国が三分の一という負担区分になっております。第五條は定期外の健康診断でございまして、これも先ほどの提案理由の説明にございまして、どのような特殊な人たちに對しまして、定期の健康診断以外に、定期外に健康診断を実施し得るといふ規定でございます。第六條は健康診断の方法、これは主として省令によつてでございます。

第七條は第四條、第五條に對應いたしまして、健康診断を受けるべき者の義務を規定してございます。なお定期の者につきましては罰則はございませんが、定期外の者につきましては罰則がございまして、第八條は他で受けた健康診断、たとえば医師について自発的に健康診断を受けた者、あるいは転職、転校の場合に、すでに健康診断を受けておつて、次の定期の健康診断にぶつかったという者に対する例外規定を設けておるのでございます。第九條は定期の健康診断を受けなかつた者、これは事故その他のために受けられなかつた者につきましては、その事故が二箇月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に健康診断を受けなければならぬといふことを規定してございます。第十條は健康診断に關する記録に關する規定でございます。第十一條は保健所が管轄区域のすべての健康状態を把握している必要がございまして、すべての健

康診断の結果は保健所長を経由して都道府県知事に通報または報告しなければならぬといふ規定でございます。第十二條はその他省令委任に關する規定でございます。以上が健康診断に關する規定でございます。

第三章は予防接種に關する規定でございます。第十三條から第二十一條まででございます。これも健康診断の場合と同様に、定期と定期外の二通りにわけてございまして、考え方は大体健康診断の場合と同様な行き方をしているのでございます。それが第二十一條まで大体健康診断と考へ方が同じ進み方をいたしております。

次の第四章は届出、登録及び指示に關する規定でございます。これは二十二條から二十七條まででございます。二十二條は医師の行う届出の義務でございまして、現行法では環境上、伝播のおそれありと認めるときに限つて届出することになっておりましたが、本法ではすべての結核について届出することになっております。また伝染病届出規則は二十四時間以内に届け出ることになっておりますが、本法は二日以内ということにかかわることになるのでございまして、それから二十二條の第二項は、保健所長はその管轄する区域内に居住する者以外の者について届出を受けたときには、その届出の内容を当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報する規定でございます。第二十三條は病院の管理者の行う届出の規定でございます。退院したときには保健所長に病院管理者がその旨を届け出るといふ規定でございます。第二十二條には罰則がございまして、第二十三條には罰則がございまして、第二十四條は結核

患者について保健所長が登録を行うといふ規定でございます。管内の患者を把握し、それに基づいて保健指導、医療指導その他の措置をとつて行くために登録を行うといふ規定でございます。二十五條は登録された患者について必要に応じて家庭訪問を行う。二十六條は結核患者に對する医師の指示を義務づけておるのでございます。二十七條は死亡診断をいたしましたときに、医師の行う指示を義務づけているのでございまして、医師は職務の性質上、患者の医療を行うのはもちろんであります。結核のような伝染性疾患につきましては他に伝染するのを防ぐために、ただいま申しましたような指示を行う必要があるといふことを規定しておるのでございます。この指示を怠つたときも、やはり罰則が規定されてございます。

第五章は伝染防止に關する規定でございます。二十八條から三十二條まででございます。二十八條は職場関係など他結核を伝染させるおそれがあるという者に對して、従業禁止を命令することができるという規定でございます。二十九條は住居の關係など他結核を伝染させるおそれがあるという者に對して、療養所に入所することを命令し得るといふ規定でございます。第三十條は家屋の消毒に關する規定でございます。三十一條は物件の消毒、廃棄等に關する規定でございます。結核患者がございまして、そのためにその居住しておりました家屋を消毒する、あるいはその使用いたしました物、また接触いたしました物件を消毒するといふ規定でございます。これはその指示に従わなかつたときに

は罰則がついております。三十二條はその家屋の消毒あるいは物件の消毒をいたします際に、当該官吏をして質問あるいは調査をさせることができるという規定でございます。この質問、調査を拒み、あるいは虚偽の答弁をしたというときには罰則がついておるのでございます。

第六章は医療に關する規定でございます。三十三條から四十三條まででございます。三十三條は都道府県あるいはその他の地方公共団体に対して、厚生大臣が結核療養所の設置あるいは擴張を勧告することができるという規定でございます。従来現行法におきましては命令になっておりましたが、それは地方自治を尊重いたしましたので命令を勧告に改めたのでございます。勧告いたしました者ににつきましては、その設置及び擴張に要する費用につきましても、国庫が二分の一補助するということになっております。二十四條は一般の患者に對する医療費の負担の項でございまして、條件をいたしまして、医療が本條に基き省令で定めた内容のものである、それから医療がそれを担当させるために、特に指定した指定医療機関で行うものであるという場合に、その費用を都道府県が半分負担することができるといふ規定でございます。その場合都道府県が負担いたしました分につきまして、さらに国が半分負担するということになって、結局国が四分の一、府県が四分の一、本人が二分の一ということになるのでございまして、医療の内容をいたしまして現在考へておりますのは、人工氣胸、胸郭手術、ストレプトマイシンの注射、パスの服用ということを考えております。

第二項はその医療を受けたというときの申請の方法でございます。第三項は都道府県知事がその申請に対して決定をするときは、保健所に設置された結核検査協議会の意見を聞かなければならないという規定でございます。第四項は、その申請があつてそれを許可した場合に、六箇月をたつたときには、またもう一度診査をし直すという規定でございます。第三十五條は、先ほどの伝染防止の項にありました従業禁止あるいは入所命令を受けました患者の医療についてでございますが、この場合に経済的事情によつて当該患者が医療を受けることが困難であると認められたときには、都道府県がその費用を負担する、その都道府県の負担した費用につきまして、国が半分補助するということになっております。第三十六條は、先ほど申し上げました指定医療機関に関する規定でございます。国が開設しているものにつきましては、厚生大臣がその主務大臣の同意を得て指定いたします。その他の病院につきましては、開設者の同意を得て都道府県知事が指定するということになっております。二項、三項はその指定医療機関が行うべき義務についてでございます。四項は指定医療機関が辞退することができるという規定でございます。五項は取消しを行う場合、六項は取消しを行う場合に、指定医療機関が弁明し得るといふ規定でございます。第三十七條は、先ほどから申し上げております医療費の負担につきまして、本法と社会保険及び生活保護法との関係でございます。一般の患者すなわち三十四條の規定による医療費の負担と本法の関係につきましては、本法が

社会保険及び生活保護法より優先するものでございます。まず半分だけ本法が受持ち、残りの半分につきましては、生活保護法、社会保険によつてまかなわれるのでありますが、残り半分、社会保険でどういふふうな給付するかというところは、社会保険各法の規定にかせるといふことになっております。それから命令入所、あるいは従業禁止を受けた者、すなわち三十五條に規定されました医療につきましては、本法は生活保護法には優先いたしますが、社会保険の方は、本法に優先するということになっております。つまり社会保険の給付を受けることができるというところは、本人の経済能力の一つであるといふふうな考えです。また生活保護法につきましては、その補足性の原則に基いて、本法が生活保護法に優先するということになっております。第三十八條は診療報酬の請求に関する規定でございます。三十九條は診療報酬の基準に関する規定でございます。四十條は保険者等の行う申請でありまして、これは社会保険によつて医療の全額について給付を受ける者は、わざわざあらためて申請しない場合が多いと考えられますので、かかる場合でも保険者が代行することによつて、この制度を均等させようという趣旨でございます。第四十一條は突然重篤な症状を起した患者、たとえば粟粒結核性脳膜炎のように重篤な症状を突然起しました場合に、成規の手続をふんでい

る時間がないという場合に、その特例を認めているのでございます。四十二條は報告の請求及び検査に関する規定でございます。四十三條は省令委任に関する規定でございます。次に第七章は、結核予防審議会及び結核審査協議会に関する規定でございます。四十四條から五十五條まででございます。厚生大臣の諮問機関として結核予防審議会を置くということが四十四條にございます。四十五條はこの委員に関する規定、四十六條はこの審議会の庶務に関する規定、四十七條は運営に関する規定でございます。四十八條は先ほど医療費の申請の場合に都道府県知事が、結核審査協議会の意見を聞かなければならないとなつておりましたその結核審査協議会に関する規定でございます。これは都道府県知事の諮問機関として各保健所ごとに結核審査協議会を置くという規定でございます。四十九條はこの委員に関する規定でございます。五十條はこの審査協議会に関して政令に委任しなければならぬということを書いておるのでございます。第八章は本法各條に関する費用の点でございます。先ほど大体御説明申し上げた点を一括してあるのでござい

ますが、第五十一條から六十一條まででございます。ただ療養所に対する補助でございますが、これは五十七條、五十九條、六十條とございますが、五十七條は、先ほど申し上げました厚生大臣が設置または勧告をした療養所につきましては、国が二分の一補助するということになっておりまして、五十九條はその他の療養所で都道府県または市町村が開設する結核療養所に対して、国庫の財政の許す範囲内において個々に検討して、その二分の一を補助するということになっております。六十條は地方公共団体以外に営利を目的としない法人、たとえば医療法人、学校法人などに対して、奨励の目的をもちまして、二分の一以内を補助することができるといふ規定でございます。六十一條は実費報酬に関する規定でございます。第九章は罰則でございます。六十二條、六十三條とございますが、これは大体先ほど申し上げました事項につきましての罰則を一旦まとめにしてあるのでございます。第十章は雑則でございます。保護者の義務、代執行規定、それから他の行政庁との協議、訴訟、それから第六十八條に保健所を設置したておりまして市につきましては、都道府県知事の権利義務を委譲しているわけでございます。主としてその條文は定期外の健康診断、あるいは伝染防止に関する事項、あるいは従業禁止、入所命令は除いてございます。その他の伝染防止に関する規定、それから一般の医療に関する規定、代執行に関する規定、そういうものを保健所を設置している市長に権限を譲つていふのでございます。なおこの法律は、もし本国会の御協賛を得れば二十六年四月一日から施行したいと思つております。ただ医療費の負担につきましては、準備の都合もございまして、十月一日から施行いたしたい、こういうふうな考えております。

次に予防接種法の改正案につきましても、簡単に御説明申し上げます。お手元に差上げてあります予防接種法の一部を改正する法律案のうちの第六條の二、と申しますのは、先ほど提案理由の御説明にもございましたように、現行法におきましては第三條で、だれでもこの法律によつて予防接種を受けなければならないという義務を課しております。第五條で市町村長は、定期の予防接種を行わなければならないという義務を課しております。現在まではただそれだけでござい

故消滅後省令で定めた期間内に予防接種を受けなければならぬということになっております。それを本改正案では猶予申請というように規定を省きまして、事故のために受けることのできなかつた場合には、その事故が消滅してから一箇月以後に受けなければならぬということになっておるのであります。

それからその次に記録作成及び保存についてでございますが、すべての予防接種——市町村長がみずから行ったものだけではなくて、開業医の実施したという証明書提出を受けた者も全部ひっくりめるといふ意味で、第十九條申すふうふうに改正したのでございます。

十九條の二は先ほど御説明申し上げた通りでございます。第十九條の二項はこれは種痘に関する事項でございます。種痘の予防接種済み証を出すときは検診をしてからでなければいけません。はいけないということでございます。

第二十条申す「第六号」を「第六條」に改める。これは前回の法律制定の場合に間違ひがございましたので、この際改めさせていただきますというのでございます。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、」の下に「予防接種を行つたときは、」を加えると申しますのは、実費徴収に関する規定でございます。現行法では市町村長がみずから行者のみであったので、さしつかえなかつたのでございますが、今度の改正によりまして、市町村長以外の者も行い得るよういたしましたので、市町村長が自分でやつた者でない者から実費をとるのにおかしいというので、この項を入れたのでございます。以上簡

單でございますが御説明申し上げました。○松永委員長 看護婦試験期日の件につき平澤政務次官より発言を求められておりますから、この際これを許しませう。平澤政務次官。

○平澤政府委員 先般本委員会で御要望がありました目下受付中の看護婦試験申込みの期日は、検討いたしました結果、二十日間延期いたしました。四月十日といたしたいと存じます。事務的にこれ以上の処置はなかく容易でないものであります。ぎりぎりのところまで検討いたしました結果、四月十日といたしたいと存する次第でございます。何とぞ御了承願います。

○市田委員 ただいまの結核予防法についての御説明の中に、この法案は四月一日から施行したい、一部を除いては四月一日からの施行だといふふうな御説明があつたわけでありませうけれども、私はそれにつきまして、四月一日からこれを施行することはとても不可能だということを申し上げました。もしこれがどうしても四月一日から施行しなければならないものであれば、どうしてもつと早く関係方面との折衝を終わらして、この委員会に出していただけたらか。御存じのように結核についての対策を要望しておるのは、國民の間に非常に強いものがあつたわけでありまして、私どもひとつこの法案ができておること待っておりますのでありますけれども、それだけにこの法案に対しては、この委員会といたしまして十分の審議をして、あとに問題を残さないようにしなければならぬ責任があると思つております。御承知のように厚生委員会が受取つて

おります。諸願等からいたしまして、結核の療養所、病院等から諸願が圧倒的に多いのであります。そういうものも、この法案が制定されますときには、やはり十分に考慮をして、それ以外の、外部の結核対策に対するそれ／＼の専門家の、あるいはその方面の施設の責任者なり、あるいは中に入つておられる人たちのそういう声も十分反映いたしまして、私どももいたしましては立法しなければならぬ責任があるのでありますけれども、きょうはもうすでに十七日でありまして、そうした外部からの声を聴取する規定の公聴会を開くにいたしても今日ではもうすでに時期も非常に切迫しておるような状況でありまして、それが四月一日に施行されるというふうなことは、私といたしましては、とうてい不可能のようと思つておりますが、その点につきまして局長の御意見を伺いたいと思つております。

○山口(正)政府委員 この重要な法案の御審議をお願いするのは非常に遅れたではないかというおしかりでございますが、私どもとしましては、結核予防の現在の重要性を考えまして、以前からいろいろ準備を進めて検討いたしておりましたし、また昨年本国会から結核予防対策確立に関する決議をしていただきました。私どもその後提出されました社会保障制度の勧告の線ともならみ合せまして、いろいろ検討を加え、関係の各省あるいは関係方面とも折衝いたしておつたのでございます。そのために非常に時間がかかりまして、本国会に審議をお願いする期日が非常に遅れましたことにつきまして、まことに申訳ないと思つてお

りますが、時日も非常に切迫いたしました。おられますが、私どもの希望といたしましては、もし御審議御協賛をお願いいたしますれば四月一日から実施いたしたいと存じております。非常に重要な問題でございますので、十分御審議いただきますようお願い申し上げます。

○市田委員 それではただいまの局長の御答弁は、重要な問題であるから、一刻も早く実施したいといふふうな御希望だと伺ひまして、その期日は、委員会の審議を十分盡さないうちに打切つてしまつて、どうしても四月一日から施行しなければならぬといふふうな御考えではないかといふふうにお聞きしております。私どもも國民の結核対策に十分な措置がされるような法律としてせひ出したと思つておりますので、そういう点でいたすれば時日を延ばすようなことはもちろんないわけでございますが、ただいまも申しましたように、十分諸般の意見も取り入れて、完全なものにしたといふこの希望を、そういう施行期日で縛つてしまつてしまうというふうなことでなくしてほしいという委員としての希望に對しては、決してそういう意味は持つていない、できるだけ早く審議していただきたいという御希望であるといふふうに向つたのでございまして、そのように考えましてよろしくうございませうか。

○山口(正)政府委員 できるだけ早く御審議をお願いしたいと思つております。そういうふうにお願ひ申し上げたいと思つたのは、本案にも規定してございまして、学校の教育法との関係がございまして、新学期は四月一日から始まりますので、もしできまして、それと歩調を合せて進みたいと思つておられますので、どうぞその点よろしくお願ひいたします。

○松谷委員 私は先ほど平澤次官から御報告をいただきました看護婦試験受の応募期日の受付延期の点について、なお重ねてお尋ねをいたしたいと思います。ただいまの次官の御報告によりますと、十日まで延期なすつたということでございますが、すでにこれは全国に御通達済みでございますか。

○平澤政府委員 この事柄は先ほど申し上げましたように、先般この委員会で期日の延期が可能、不可能の場合、いずれともすみやかにこちらに返事をするようにとの御要望がございましたので、私どもの方はその後遅延検討いたしましたので、事務的にはそれらのことはまだいたしておりません。実は先ほどそのことを決定いたしました。最初はこちらに御報告申し上げる事が、妥当であらうかと思つて、さういふいたしました次第であります。御了承願います。

○松谷委員 その点は承いたしました。それで本省となすつては、大体いつごろ御通達のお予定でございますか。私どもの希望といたしましては、できるだけ早く事務的な手続を全国的にとつていただきたいと希望するものでございます。

○平澤政府委員 了承いたしました。○松谷委員 なおこの際重ねて委員長のお考えを伺つておきたいのです。私ども一番心配しておりました応募の期日の問題は、大体事務的に十日までというふうにお考えをいたしたいのでございまして、さういふこととらみ合せまして、すでに法制局で法

存しておりますので、どうぞその点よろしくお願ひいたします。

○松谷委員 私は先ほど平澤次官から御報告をいただきました看護婦試験受の応募期日の受付延期の点について、なお重ねてお尋ねをいたしたいと思います。ただいまの次官の御報告によりますと、十日まで延期なすつたということでございますが、すでにこれは全国に御通達済みでございますか。

○平澤政府委員 この事柄は先ほど申し上げましたように、先般この委員会で期日の延期が可能、不可能の場合、いずれともすみやかにこちらに返事をするようにとの御要望がございましたので、私どもの方はその後遅延検討いたしましたので、事務的にはそれらのことはまだいたしておりません。実は先ほどそのことを決定いたしました。最初はこちらに御報告申し上げる事が、妥当であらうかと思つて、さういふいたしました次第であります。御了承願います。

○松谷委員 その点は承いたしました。それで本省となすつては、大体いつごろ御通達のお予定でございますか。私どもの希望といたしましては、できるだけ早く事務的な手続を全国的にとつていただきたいと希望するものでございます。

○平澤政府委員 了承いたしました。○松谷委員 なおこの際重ねて委員長のお考えを伺つておきたいのです。私ども一番心配しておりました応募の期日の問題は、大体事務的に十日までというふうにお考えをいたしたいのでございまして、さういふこととらみ合せまして、すでに法制局で法

存しておりますので、どうぞその点よろしくお願ひいたします。

○松谷委員 私は先ほど平澤次官から御報告をいただきました看護婦試験受の応募期日の受付延期の点について、なお重ねてお尋ねをいたしたいと思います。ただいまの次官の御報告によりますと、十日まで延期なすつたということでございますが、すでにこれは全国に御通達済みでございますか。

○平澤政府委員 この事柄は先ほど申し上げましたように、先般この委員会で期日の延期が可能、不可能の場合、いずれともすみやかにこちらに返事をするようにとの御要望がございましたので、私どもの方はその後遅延検討いたしましたので、事務的にはそれらのことはまだいたしておりません。実は先ほどそのことを決定いたしました。最初はこちらに御報告申し上げる事が、妥当であらうかと思つて、さういふいたしました次第であります。御了承願います。

制化も整つたようでございますので、この前もお願いたしましたように、休会前に委員長としてこれを何とかおまとめいただくというお考えには今日もやはりおかわりはないかどうか、重ねて御決意を伺つておきたいと思ひます。

○松永委員長　ただいまの松谷委員の御発言もつともございまして、期日延期の件も、委員会としましては少くとも一箇月間の延期を要望いたしましたのでありますが、手続その他事務上やむを得ない事情で最大限度の二十日間延期ということに決定いたしましたのであります。なお全国の看護婦さんその他の御要望もあり、この改正法案は何か何でも本月一ぱいに上げたいという決意を持つてゐることだけを表明いたしておきます。

他に御発言もないようでございますから、本日はこの程度で散会することとし、次会は明後十九日午後一時より開会することいたします。

午後零時十五分散会

昭和二十六年四月二日印刷

昭和二十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁